

相良あおぞら保育園 重要事項説明書

2026.4.1 現在

保育の提供の開始にあたり、当園があなたに説明すべき内容は、次のとおりです。

1 施設運営主体

名 称	社会福祉法人一羊会
所 在 地	牧之原市相良 262-20
電 話 番 号	0548-52-0208
代表者氏名	理事長 増田 隆

2 利用施設

施 設 の 種 類	保育所
施 設 の 名 称	相良あおぞら保育園
施 設 の 所 在 地	牧之原市須々木 123-3
連 絡 先	電話番号 0548-52-3141 FAX 0548-52-6151
管 理 者	園長 矢島 健太郎
対 象 児 童	児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保育を必要とする小学校就学前児童
利 用 定 員	満3歳以上の児童 71人 満1歳以上満3歳未満の児童 33人 満1歳未満の児童 6人
開 設 年 月 日	令和 6年 4月 1日
事 業 所 番 号	080005004903

3 サービスの目的・運営方針

あおぞら保育園（以下「当園」という。）は、以下の運営方針に基づき、保育を必要とする児童を日々受け入れ、保育を行うことを目的とします。

- (1) 「当園」は、保育の提供に当たっては、入園する乳児及び幼児（以下「園児」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。
- (2) 「当園」は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、園児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行います。
- (3) 「当園」は、園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めます。

4 当園における施設・設備等の概要

(1) 施設

敷地	敷地全体	4115.35 m ²
	園庭	962 m ²
園舎	構造	鉄筋コンクリート造
	延べ面積	1043.38 m ²

(2) 主な設備

設備	部屋数	備考
乳児室	1室	たんぽぽ組
ほふく室	1室	つくし組
保育室	4室	すみれ組①(満2歳児クラス)、すみれ組②(満2歳児クラス)、もも組(満3歳児クラス)、ひまわり組(満4歳児クラス)、さくら組(満5歳児クラス)
遊戯室(ホール)	1室	
調理室	1室	
一時預かり室	1室	

5 職員の設置状況

職種	員数	常勤	非常勤	備考
園長	1	1		
主任保育士	1	1		
保育士	15	11	2	
栄養士				
調理員	3	3		
事務員	1	1		

当園では、「牧之原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年9月牧之原市条例第35号)。以下「条例」という。)」の定める基準を遵守し、保育の実施に必要な職員として、上記の職種の職員を配置しています。

<各職種の勤務体系>

職種	勤務体系
園長	正規の勤務時間帯(8:00~16:45)
主任保育士	正規の勤務時間帯(8:00~16:45)
保育士	正規の勤務時間帯(8:00~16:45)
栄養士	正規の勤務時間帯(8:00~16:45)
調理員	正規の勤務時間帯(8:00~16:45)
事務員	正規の勤務時間帯(8:00~16:45)

※ ローテーションにより、各保育士の勤務日及び勤務時間帯は異なります。

※ 職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

6 保育を提供する日

保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとします。

ただし、年末年始（12月29日から1月3日）及び祝祭日は休園となります。

7 保育を提供する時間

保育を提供する時間は、次のとおりとします。

(1) 保育標準時間認定に係る保育時間

保育標準時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、7時15分から18時15分までの範囲内で、保育を必要とする時間となります（実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します）。

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、18時15分から19時までの範囲内で、時間外保育を提供いたします。

(2) 保育短時間認定に係る保育時間

保育短時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、8時15分から16時15分までの範囲内で、保育を必要とする時間となります（実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します）。

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、7時15分から19時までの範囲内で、時間外保育を提供いたします。

8 提供する保育等の内容

当園は、保育所保育指針（平成29年3月31日厚労告117）を踏まえ、以下の保育その他の便宜の提供を行います。

(1) 特定教育・保育及び時間外保育の提供

上記7に記載する時間において、保育を提供します。

(2) 送迎

保護者による送迎。

(3) 食事の提供

児童の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

	午前間食	昼食	午後間食	備考
0歳児	9時30分頃	11時頃	15時頃	
1歳児	9時30分頃	11時頃	15時頃	
2歳児	9時30分頃	11時頃	15時頃	
3歳児		11時30分頃	15時頃	
4歳児		11時30分頃	15時頃	
5歳児		11時30分頃	15時頃	

※ 献立表は毎月別途お知らせします。

※ 食物アレルギー等、体質に合わない食材があればご相談ください。

- (4) その他
一時預かり保育を実施（7:15～19:00）

9 利用料金

- (1) 特定教育・保育に係る利用者負担（保育料）
支給認定を受けた市町村に対し、当該市町村が定める保育料をお支払いいただきます。
- (2) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等
(1)に掲げる保育料のほか、別表に掲げる費用を負担していただきます。
お支払方法については、別途お知らせします。

10 利用の終了に関する事項

当園は、以下の場合には保育の提供を終了いたします。

- (1) 利用乳幼児が小学校に就学したとき
(2) 児童の保護者が、児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき
(3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

11 嘱託医

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

- (1) 内科

医療機関の名称	あかほりクリニック
医 院 長 名	赤堀 彰夫
所 在 地	牧之原市片浜 873-2
電 話 番 号	0548-52-5555

- (2) 歯科

医療機関の名称	大角歯科
医 院 長 名	大角 俊
所 在 地	牧之原市波津 754
電 話 番 号	0548-52-0072

1 2 緊急時の対応 ※別紙記入用紙があります。

お預かりしている園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、保護者の指定する以下の医療機関及び緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。

児童のかかりつけ医療機関	医療機関名： 診療科： 主治医： 所在地： 電話番号：
緊急連絡先①	住所： 電話番号： 氏名： 続柄：
緊急連絡先②	住所： 電話番号： 氏名： 続柄：

1 3 要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

当園 ご利用相談窓口	<ul style="list-style-type: none"> ・窓口担当者 竹島 希代美 ・ご利用時間 8:00～16:45 ・電話番号 0548-52-3141 F A X 0548-52-6151 <p>担当者が不在の場合は、当園職員までお申し出ください。</p>	
第三者委員	堀池 勇	電話番号 0548-52-1366 一羊会評議員

※ 当園では、上記のほか、園内に要望・苦情等に係る投函箱を設置しています。

1 4 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める、消防計画書により対応いたします。	
防災設備	<ul style="list-style-type: none"> ・自動火災報知機 有 ・ガス漏れ報知機 有 ・非常用電源 有 ・その他、カーテン、敷物、建具等の防災処理 有 	<ul style="list-style-type: none"> ・誘導灯 有 ・非常警報装置 有 ・スプリンクラー
避難・消火訓練	避難及び消火の訓練は、毎月1回以上実施します。	

1 5 利用者に対するの保険の種類・保険事故・保険金額

当園では、以下の保険に加入しています。

保険の種類	全私保連保険
保険の内容	保育園賠償責任保険
保険金額	園児数により変わります。

1 6 当園におけるその他の留意事項

喫煙	当園の敷地内はすべて禁煙です。
宗教活動、政治活動、 営利活動	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。

1 7 お子様をお預かりする上で大切なこと

相良あおぞら保育園（以下：当園）では、「**保育所保育指針**」（以下:指針）を元に保育を行っています。指針の基本原則の中で、

「(保育所は子どもの)健全な心身の発達を図ることを目的とする児童福祉施設であり、入所する子どもの最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場でなければならない。」

と定めています。そして、

「家庭との緊密な連携の下に、子どもの状況や発達過程を踏まえ、保育所における環境を通して、養護及び教育を一体的に行うこと特性としている。」

とも述べています。

当園では「**子ども（たち）がより良く育つこと**」を大切な基本とし、保育園での集団生活の中で起こりうる様々な出来事や課題、気づきを保護者の皆様と共有しながら、共に乗り越えていくことを大切にしています。つきましては以下の点についてご理解ください。

(1) 活動中に起こるケガについて

私たちは、安全を最優先に保育を行うよう努めています。朝、お預かりしたお子様がケガすることなく、元気に1日過ごせることを最も大切なこととしています。しかしながら、園は子どもたちがそれぞれにかかわりあいながら、さまざまなことを試し、興味を広げ、育っていく場所でもあります。活動に伴うケガ（顔や歯、目のケガ、骨折等も含む）、かかわりあいに伴うかみつきやひっかけ、ケンカなどが起こることもあります。

(2) 集団保育の中での望ましくない影響について

保育所は子どもが集団で過ごす場所です、日々、集団の中で生活しているという点を認識していただき、集団保育や他の子どもたちに望ましくない影響が起こりうる下記のようなことはお控えください。

例)・医療、宗教上の理由がない特別扱い（食事、生活習慣、感染症発症時の登園、予防接種未接種等）はできません。

・園の敷地内、駐車場、行事の会場等では必ずルールに従ってください。

・他の子ども達や家族、園職員の写真等を許可なく撮る、撮った写真や個人情報等を許可なく使用するはおやめください。

(3) こどもの家庭での健康状態や成長について

お子様の健康状態や成長は、ご家庭と園が同じ理解、認識をもって日々関わっていくことが大切なことであると考えています。園での日々の子どもの体調の変化等については、家庭にその都度、お伝えさせていただきますので、家庭での様子や服薬の状況等につきましても園にお伝えいただければと思います。

(4) お子様の成長・発達に関するできごとを伝えることについて

子どもは、年齢に応じて、自我が育ち、また友だち（人）との関わり方が変わっていきます。良いあらわれももちろんありますが、お家の方にとってはご心配なあらわれもあるかと思います。でも、集団生活の中では、どちらも大切だと考えています。その中での気づきは、子どもの育ちと将来に深く関わってきます。家と園とで情報交換をしながら一緒に子育てを支援していきます。

(5) 給食の異物混入、アレルギー食材の誤食、処方薬の誤投薬について

給食の異物混入、アレルギー食材の誤食、処方薬の誤投（与）薬については、起こらないようできる限り努めてまいります。絶対に起こらないとお約束することはできない点をご了承ください。新鮮な食材を使って限られた時間の間に複数種類の食事（離乳食から除去食まで）を調理していること、集団保育の中であること、医療を主目的とした場ではないこと、約70年前にできた保育士配置基準は個別対応以前のものであることが基本的な理由です。人的ミスをゼロにするというご要望にはお応えできません。

(6) 医療的ケアが必要な場合について

医療的ケアが必要な場合は、市の担当課と当園に必ず、ケアが必要な内容すべてを担当医の診断書等と共にお伝えください。医療的ケアには人的・物的な割り振りが必要となりますので、お伝えいただかなかった症状、疾患、ケア等については対応できかねる場合があります。

(7) 録音機等の無断の持ち込みについて

子どもの服やカバンに保護者の方が録音機等をつけて保育室内の様子を記録する事象が報道されていますが、職員と保護者の間の信頼関係をこわす原因となりますので、おやめください。保育内容等につきまして疑問がありましたら、いつでも園長、第三者委員、または市の担当課にお伝えください。

(8) 感染症に対する取り組みについて

各種感染症については、厚生労働省が定める『感染症ガイドライン』をもとに対応します。集団生活の場ですから、飛沫・空気・接触感染を予防することは困難ですが、感染機会を下げる取り組み（手洗い、流行時や流行が疑われる時の消毒、流行時のマスク着用等）はします。感染機会を下げ、重篤化を防ぐため、体調不良時は早めに受診する、家庭で過ごす等をお願いします。また、衛生の取り組みは同ガイドラインをもとにし、過度な清潔を目指すことはしません。

(9) カスタマーハラスメントについて

当園及び当園職員に対し、妥当性のない指摘や要求をする、あるいは妥当性にかかわらず不相当な言動や行動（カスタマー・ハラスメント）を保護者がした場合、警察、弁護士等の外部機関に相談し、協力をあおぎ対応させていただきます。

(10) 保護者会費、副食費等の諸経費について

副食費等、定められた諸経費につきましては、滞りなく納めてください。

以上の点いずれにつきましても「**子ども（たち）がより良く育つこと**」を尊重したものとなっています。「子ども（たち）の最善の利益」という目標を果たし得ないと考えられる場合、当園としてはご要望その他をお受けしきれないと判断した場合、及び園と保護者の間の信頼関係構築に支障をきたす場合、または支障をきたすと予測される場合には、園としても対応を検討させていただきますこと、まずはご理解ください。

別表

1 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金

項目	内容、負担を求める理由及び目的	金額
幼児主食費	2号認定子どもに係る給食	月額 800円
幼児副食費	2号認定子どもに係る給食（免除者以外）	月額 4,900円
保護者会費	保護者会活動及び園行事に係る費用	月額 400円

※ 当園は、上記費用の支払を受けた場合は、領収証を交付いたします。

個人情報取り扱いに関する同意書

相良あおぞら保育園（以下、当園）は、園児及び保護者・家庭に関する個人情報の取り扱いについて『個人情報に関する法律』及び関連法令等を遵守し、園方針に基づいて個人情報の保護に努めております。個人情報の使用に際し、使用されている方の安全に留意すると共に、情報主体の方の意見を尊重し、個人情報を適切に取扱い、その上で、園児の園生活において、下記項目の個人情報の取り扱いを以下のとおり運用します。

つきましては、各家庭の意向に沿って対応しますので、本『個人情報取り扱いに関する同意書』の提出をお願い致します。

記

1. 当園での個人データの使用

当園では、収集した個人情報について、以下の目的のために使用し、他の目的に使用することはありません。

- ・園生活において、園児が必要とする個所や個人で使用する物品等、園生活に関する管理のため
- ・園児名簿・日誌・指導計画・児童票等、園生活に関する連絡調整のため
- ・児童票・園児引渡しカード・緊急連絡先・就労証明書等、保育の入園や手続きのため
- ・園での検診等、保育に必要な業務委託に対する提供のため
- ・園生活、園行事、地域の行事等の保育記録として撮影された写真及び動画は、当園施設内また、当園に関するパンフレット・ポスター類、ホームページ、まきはぐ、コードモン等、園内での活動等の発信のため
- ・園児の転園・他の保育サービスの提供・進学等に必要な他の保育・教育機関等への情報提供のため
- ・保護者への連絡、各種書類の発送、その他のこれに付随する業務のため
- ・保護者会・区会活動に関する連絡のため
- ・保護者への写真販売用に、写真販売用ホームページに園での活動の写真をアップロードするため

2. 留意点

- ・当園で撮影した写真データは、当園に関するパンフレット類やポスター類、ホームページ、まきはぐ等で使用するが、個人が特定できる個人情報の掲載は行わない。また、保護者から写真の修整や掲載中止の要請を受けた場合は、内容確認の上、速やかに処理を行う。
- ・個人情報は原則として第三者に開示することはないが、条例に基づく開示義務を負う場合や、園児・保護者等の生命・身体・財産その他権利・利益を保護するために必要と判断できる場合、緊急の必要性があり、かつ個人の承諾を得ることができない場合、例外的に個人情報を開示する。

※前記の使用の範囲に変更が生じた場合には、本同意書を修正の上、再度同意をいただく手順を実施させていただきますので、ご理解ご協力をお願いいたします。本書類については、児童の卒園・退園後5年を経過した場合に廃棄処分させていただきます。